

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した被相続人（申立人らが相続）について、昭和60年代から浪江町に居住して大工として働き、その後自ら建設を手掛けた自宅に居住していたこと、浪江町及び自宅への愛着が強く、県外の避難先から平成29年に福島県内の復興住宅に移動したものの、原発事故前に透析治療のために通院していた病院が原発事故に伴い閉鎖されたため、浪江町の自宅には帰還できずに平成30年に逝去したこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める目安額250万円から150万円増額した400万円の賠償が認められたほか、被相続人の障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から被相続人が逝去した月まで状況に応じて月額10万円ないし月額3万円、ただし既払金を控除した額。）、申立人妻及び申立人二女の被相続人の介護を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から被相続人が逝去した月まで状況に応じて月額5万円ないし月額3万円、ただし既払金を控除した額。）、被相続人及び申立人妻の過酷避難状況による精神的損害各30万円、申立人妻の生活基盤変容による精神的損害250万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が平成30年2月〇日に死亡し、申立人X1、同X2及び同X3が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- 2 申立人らの知る限り、申立人X1、同X2及び同X3が、被相続人の全相続人であること。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

（1）申立人X1、同X2及び同X3分

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ア 日常生活阻害慰謝料（増額分） | 1, 450, 000円 |
| イ 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1） | 300, 000円 |
| ウ 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2） | |

- 4, 000, 000円
- (2) 申立人X 1 及び同X 3分
- ア 日常生活阻害慰謝料 (増額分) 2, 060, 000円
- (3) 申立人X 1分
- ア 過酷避難状況による精神的損害 (中間指針第五次追補第2の1) 300, 000円
- イ 生活基盤変容による精神的損害 (中間指針第五次追補第2の2) 2, 500, 000円

2 期間

- (1) ア及び(2) ア

平成23年3月11日から平成30年2月〇日まで

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計1061万0000円の支払義務のあることを認める。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目 (同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名 (記名) 押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年2月21日

(仲介委員 市川 太)